

## 三次市上川立中地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
三次市	永屋, 川駅, 中郷 千之木, 竜王, 蔵光	令和2年4月12日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	53.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	46.9 ha
③地区内における70才以上の農業者の農地面積の合計	27.6 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	14.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.2 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計 (備考)	30.0 ha

注1：③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

上川立中地域では、水稻の作付が主体で、地域内の農地面積の約4割が中心経営体により耕作されている。地域内の農地の半数が70歳以上の農地所有者となっており、今後の地域農業の維持には中心経営体への農地集積が不可欠である。

また、中山間地域であり畦畔管理や鳥獣被害対策等、管理の負担が大きくなっており、今後の地域営農の維持・発展を考えていく上で、地域ぐるみでの取組が必要となっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上川立中地区の水田利用は、中心経営体である7経営体が担っていくこととする。  
また、中心経営体が効率よく交錯してくため、面的に集約していく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	拡大意向	農業を営む範囲
認農	A	水稲	6.4 ha	水稲	あり	
認農法	B	水稲	1.9 ha	水稲	あり	
認農法	C	水稲	0.6 ha	水稲	あり	
	D	水稲	1.6 ha	水稲	あり	
	E	水稲	8.2 ha	水稲	現状維持	
	F	水稲	4.1 ha	水稲	現状維持	
			ha			
			ha			
			ha			
			ha			
			ha			
計	6 経営体		22.7 ha			

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積（農地面積）を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、31筆、43,799㎡となっている。

【農地中間管理機構の活用方針】

上川立中地区では、将来の経営農地の集約化を目指し、経営継承者不在の農地は、原則として、機構を活用し中心経営体への貸し付けを進めていく。

【基盤整備への取組方針】

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の土層改良や暗渠排水、鳥獣被害対策等の基盤整備に取り組む。

【担い手確保への取組方針】

・原則、中心経営体に集積を進めていくこととする。

## 三次市はいづか地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
三次市	のぞみが丘	令和2年6月2日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	22.1 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	15.9 ha
③地区内における75才以上の農業者の農地面積の合計	10.0 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	4.7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	1.5 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	1.3 ha
(備考)	

注1：③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「(参考) 中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

はいづか地域では、平成22年にAが設立されている。現在、Aは、地域内の農地の多くを集積するなど、地域内での中心的な役割を果たしているが、構成員も高齢化しており、後継者の育成・確保が課題となっている。地域内では水稻の作付が主体で、アスパラガス等の園芸作物も作付されている。

ほ場整備は行われているが、中山間地域であり畦畔管理や鳥獣被害対策等、管理の負担が大きくなっており、今後の地域営農の維持・発展を考えていく上で、地域ぐるみでの取組が必要となっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

はいづか地区の水田利用は、中心経営体であるAが担っていく。  
野菜利用についてはA及び認定新規就農者であるBが担うこととする。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稻・施設野菜	17.5 ha	水稻・施設野菜	18.7 ha	
認就	B	施設野菜	0.2 ha		0.3 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2 経営体		17.7 ha		19.0 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積（農地面積）を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

【農地の貸付け等の意向】

貸付け等の意向が確認された農地は、4筆、11,709㎡となっている。

【農地中間管理機構の活用方針】

はいつか地区では、将来の経営農地の集約化を目指し、原則として、機構を活用しAへの貸し付けを進めていく。

【基盤整備への取組方針】

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の土層改良や暗渠排水、鳥獣被害対策等の基盤整備に取り組む。

【担い手確保への取組方針】

- ・原則、中心経営体に集積を進めていくこととする。
- ・中心経営体での借受が困難な場合には、新規就農者研修機関等と連携した新規就農者の受入れに取り組む。

【今後の地域農業のあり方】

- ・Aは、水稻を主体にしなが、アスパラガス等の園芸作物の栽培を行い、農業経営の発展・継続に向け、人材の確保など、法人体制の充実に取り組む。
- ・若年層から高齢者や女性など、全員参加により農地維持の取組を推進する。
- ・Aが、農地の受け手として円滑に規模拡大を進められるように、畦畔管理・水管理等の環境維持について、地域も協力して取り組んでいく。

## 三次市高山地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三次市	高山・梶田上	令和2年11月25日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	19.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	10.7 ha
③地区内における75才以上の農業者の農地面積の合計	4.6 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある農地面積の合計	0.6 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
- 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
- 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
- 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

高山地域では、水稻の作付が主体で、一部アスパラガス等の園芸作物や畜産経営が行われている。地域内では機械の共同利用等により、大半の農地が自作されており、今後も自作の意向が多い。しかしながら、高齢化しており、担い手の育成が必要である。

また、中山間地域であり畦畔管理や鳥獣被害対策等、管理の負担が大きくなっており、今後の地域営農の維持・発展を考えていく上で、地域ぐるみでの取組が必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

高山地区の水田利用は、各農家での自作を継続して取り組んでいく。施設野菜利用については中心経営体であるAと新規就農者であるBが担っていくこととする。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	施設野菜	0.8 ha	施設野菜	1.1 ha	
認就	B	施設野菜	0.5 ha	施設野菜	0.8 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	2 経営体		1.3 ha		1.9 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

**【農地の貸付け等の意向】**

アンケートの結果、14筆18,688㎡の貸付意向があった。

**【農地中間管理機構の活用方針】**

高山地区では、将来の経営農地の集約化を目指し、経営継承者不在の農地は、原則として、機構を活用し中心経営体への貸し付けを進めていく。

**【基盤整備への取組方針】**

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の土層改良や暗渠排水、鳥獣被害対策等の基盤整備に取り組む。

**【担い手確保への取組方針】**

- ・原則、中心経営体に集積を進めていくこととする。
- ・中心経営体での借受が困難な場合には、後継者未定の農業者の農地を中心に、新規就農者研修機関等と連携した新規就農者の受入れに取り組む。



## 三次市本郷・西野地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
三次市	西野・本郷郷・本郷上・矢原	令和3年2月8日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	96.7 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	65.7 ha
③地区内における75才以上の農業者の農地面積の合計	30.6 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	21.2 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある農地面積の合計	26.5 ha
（備考）	

注1：③の「75才以上」には、地域の实情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2：④の面積は、下記の「（参考）中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3：アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4：プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

本郷・西野地域では、水稻の作付が主体である。  
 地域内ではA及びBの2法人と個人の中心経営体による農地集積面積は約19haであり、集積率は約22%となっている。これ以外の農地は大半が自作されているが、高齢化が進展しており後継者確保は難しく、今後は担い手への円滑な農地集積が必要である。  
 また、中山間地域であり畦畔管理や鳥獣被害対策等、管理の負担が大きくなっており、今後の地域営農の維持・発展を考えていく上で、地域ぐるみでの取組が必要となっている。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

本郷・西野地区の水田利用は、中心経営体であるA及びBの2法人に加えて、C、D、Eが担っていく。露地果樹の利用集積をFが担っていく。

注1：中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の实情に応じて柔軟に設定してください。

注2：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻・飼料米	5.3 ha	水稻・飼料米	19.7 ha	
	B	飼料米	4.9 ha	飼料米	5.1 ha	
	C	水稻	3.6 ha	水稻	0.4 ha	
認農	D	水稻	2.4 ha	水稻	0.0 ha	
認農	E	水稻	1.6 ha	水稻	0.4 ha	
	F	水稻・露地果樹	1.1 ha	水稻・露地果樹	0.9 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	6 経営体		18.9 ha		26.5 ha	

注1：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2：「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3：「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積（農地面積）を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

【農地の貸付け等の意向】

現状、貸付け等の意向が確認された農地はないが、状況により今後増える可能性は高い。

【農地中間管理機構の活用方針】

本郷・西野地区では、将来の経営農地の集約化を目指し、経営継承者不在の農地は、原則として、機構を活用し中心経営体への貸し付けを進めていく。

【基盤整備への取組方針】

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の土層改良や暗渠排水、鳥獣被害対策等の基盤整備に取り組む。

【担い手確保への取組方針】

- ・原則、中心経営体に集積を進めていくこととする。
- ・中心経営体での借受が困難な場合には、後継者未定の農業者の農地を中心に、新規就農者研修機関等と連携した新規就農者の受入れに取り組む。

## 三次市上川地区 人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
三次市	郷, 敷尾西, 宇根, 上・下抜湯, 上谷, 下谷, 西谷, 森・内附, 抜湯・川筋	令和3年3月3日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の農地面積	61.8 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の農地面積の合計	32.0 ha
③地区内における75才以上の農業者の農地面積の合計	7.4 ha
i うち後継者未定の農業者の農地面積の合計	2.9 ha
ii うち後継者について不明の農業者の農地面積の合計	0.0 ha
④地区内において今後中心経営体引き受け意向のある農地面積の合計	3.8 ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
 注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

### 2 対象地区の課題

上川地区では、水稻の作付が主体で、一部、畜産経営が行われている。  
 地域内では大半の農地が自作されており、今後も自作の意向が多い。しかしながら、高齢化が進展しており、一部には貸付を希望する農地もあることから、今後は担い手の育成が必要である。  
 また、中山間地域であり畦畔管理や鳥獣被害対策等、管理の負担が大きくなっており、今後の地域営農の維持・発展を考えていく上で、地域ぐるみでの取組が必要となっている。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

上川地区の水田利用は、各農家での自作を継続して取り組んでいくことを基本に、中心経営体であるA, D, Eが担っていく。飼料作物については、B, Cが担っていくこととする。また、野菜利用については中心経営体であるFが担っていくこととする。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稻	3.5 ha	水稻	3.6 ha	
認農	B	飼料作物	2.3 ha	飼料作物	3.5 ha	
認農	C	飼料作物	2.1 ha	飼料作物	2.1 ha	
	D	水稻	1.0 ha	水稻	1.5 ha	
認農法	E		0.0 ha	水稻	1.0 ha	
認農法	F		0.0 ha	野菜	1.0 ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
			ha		ha	
計	6 経営体		8.9 ha		12.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積(農地面積)を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付け等の意向】

アンケートの結果、30筆37,925㎡の貸付意向があった。

【農地中間管理機構の活用方針】

上川地区では、将来の経営農地の集約化を目指し、経営継承者不在の農地は、原則として、機構を活用し中心経営体への貸し付けを進めていく。

【基盤整備への取組方針】

農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の土層改良や暗渠排水、農道水路の改良及び鳥獣被害対策等の基盤整備に取り組む。

【担い手確保への取組方針】

原則、中心経営体に集積を進めていくこととする。

中心経営体での借受が困難な場合には、後継者未定の農業者の農地を中心に、地区外の担い手等と連携して取り組む。